

著作権許諾申請について

近頃、不正コピー等の著作権侵害が目立ち、これに関する訴訟が増えて参りました。そこで、当協会と致しましても、使用曲に関する著作権について以下の基準を設けました。なお、この基準はジュニアフェスティバルの参加団体全てに適用されますので、各団体の責任範囲で間違いの無い対応をお願い致します。

《CD使用の場合》

1. 「演奏利用明細書」のみ記入・提出

- * ただし、輸入版等で規定外の料金がかかった場合は団体の責任において請求する場合があります事をご了承ください。

《CD-R使用の場合》

1. 他の大会やイベントで申請済みのCD-R使用の場合

- ① 「演奏利用明細書」を記入・提出
- ② 「録音利用明細書」のJASRAC承認印があるもののコピーを提出
- ③ 音源元の会社からの「2021ジュニアバトントワーリングフェスティバル」で使用という「音源使用許諾承認書」又はオリジナルの場合の証明書を提出（他の大会等の承認書では不可）
※都県大会で使用した曲に関してはすでに承認されたものとしますが、念のために承認印が押してある書類のコピーを提出してください。

2. 今回新たにCD-Rを作った場合

- ① 「演奏利用明細書」を提出
- ② 音源元の会社からの「2021ジュニアバトントワーリングフェスティバル」で使用という「音源使用許諾承認書」又はオリジナルの場合の証明書を提出
※許諾申請の際には、バックアップ用として複数媒体に録音できるようにCD-Rの申請をお勧めいたします。
- ③ 「録音利用明細書」を提出
- ④ 主催者がJASRACに一括申請
- ⑤ フェスティバル当日、団体チェックインの際に料金を支払い（1曲220円）、録音利用明細書にJASRACの承認印が押してあるものを受け取る⇒手続き終了

東京都バトン協会事務局

録音許諾が取れなかった曲は使用出来ませんのでご注意ください